

性的指向や性自認にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて 取り組む企業等を募集します

LGBT 理解増進法が令和 5（2023）年 6 月に施行され、普及啓発や就業環境の整備など事業主の役割が規定されました。多様な性のあり方を尊重する企業等としての取組は、優れた人材の確保や社員等の離職防止にもつながります。性的指向や性自認にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて、県とともに取り組みませんか？取組可能なメニューがありましたら、まずは下記の【問合せ・連絡先】までご連絡ください。

<県ホームページ>https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/kouhou/kigyoudenkei_tayousei.html



取組メニュー

1 社員一人ひとりの性の多様性への理解に向けて

(1) オフィス内に啓発ポスターを掲示する

性の多様性に関する啓発ポスター、リーフレットをはじめ、社員等が着用するアライ^{※1} バッジを無料配付しています。必要部数を送付しますので、ご連絡ください。

※1 性的マイノリティを理解し、支援するという考え方やその考えを持つ人のこと。性的マイノリティ支援の意思を表明する際にアライバッジをご活用ください。



(2) 性的マイノリティ基礎研修（県主催）を受講する



性の多様性に関するオンライン研修を企業内研修等としてご活用ください（参加無料、12月開催予定）。参加企業等は秋頃募集予定です。

・受講方法：①申込→②県から研修用 URL 送付→③企業等内で社員等に共有→④社員等がアクセスして受講

(3) 講師派遣事業を活用して企業内研修を実施する



講師謝金等の費用を県がサポートします。講師、希望する内容など、まずはご相談ください。

- ・対象：性の多様性に関する企業内研修（1 企業 1 回、120 分以内、R7.2 末日までに実施の研修、オンライン含む）
- ・費用：講師謝金・旅費を国及び県の基準に基づき県が負担（基準額を超える分は企業等の負担）
- ・申込〆切：R6.10.31（木）（予算に達し次第、募集終了）

2 多様な性のあり方を尊重する企業等として

(1) パートナシップ^o 宣誓書受領カード^{※2}を活用してサービスを提供する

パートナーシップ宣誓カップルを対象とした民間サービスを募集しています。受領カードの提示で利用可能なサービス、企業名等を県ホームページに掲載しますので、ご連絡ください。

【例】住宅ローン等における夫婦と同様の扱い、医療機関における家族同様の面会等

※2 とちぎパートナーシップ宣誓制度で宣誓したカップルに対して県が交付するもの。



(2) 県ホームページで取組を紹介する



県とともに上記メニューに取り組む企業等一覧を県ホームページでご紹介します（任意）。その他、性的マイノリティが働きやすい職場環境づくりのための自社の取組がありましたらご紹介ください。

【問合せ・連絡先】 栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課

電話：028-623-3027 Email：jinken@pref.tochigi.lg.jp